

地方分権改革の引続きの推進に向けて

高橋 滋

一 地方分権改革の成果と課題⁽¹⁾

(一) 地方分権改革の成果

平成七（一九九五）年の地方分権推進法（同年法九六号）の制定後に本格的な進展を見た第一次地方分権改革においては、（i）国と地方の役割分担原則の明確化、（ii）機関委任事務の廃止と自治事務・法定受託事務等への振分け、（iii）国の関与の廃止・縮減、国地方係争処理制度等の創設、（iv）必置規制の緩和、（v）事務権限の移譲と事務処理特例の制度の新設、等が実施された。⁽²⁾ また、平成一八（二〇〇六）年の地方分権改革推進法（同年法一一号）の制定以降の第二次地方分権改革においては、（i）義務付け・枠付けの廃止・縮減、⁽³⁾（ii）国から地方への事務・権限の移譲等、⁽⁴⁾（iii）都道府県から市町村への事務・権限の移譲等、⁽⁵⁾（iv）国と地方の協議の場の法制化、⁽⁶⁾等について進展が見られた。これらの改革を通じ、地方公共団体の事務執行に対する国の行政機関の

後見的な関与は廃止され、地方公共団体の事務執行を拘束してきた各種法令の具体的な条項につき、統一の方針の下に見直しが行われて、地方議会の制定する条例への委任、条例制定権限の拡大が行われることとなった。

(二) 残された課題

もっとも、第一次地方分権改革については、税財源の移譲、権限の移譲等に関し十分な成果はなかったことから、「未完の分権改革」と評する者もあった。⁽⁷⁾ かつ、その後、三位一体における税財源構造の改革等の試みはされたものの、国・地方を通じた財政支出削減のなかで地方交付税の総額は削減され、地方が求める水準の自主財源の充実はされていない。⁽⁸⁾ さらに、第二次地方分権改革においても、義務付け・枠付けの廃止・縮減については、各府省と合意の得られなかった項目を将来の課題とし、事務権限や税財源の本格的な移譲についても、今後の課題として先送りしている。⁽⁹⁾

二 地方分権改革に対する疑念と私見

(一) 地方分権改革に対する疑念

このように、二次に亘る地方分権改革は大きな成果を得たものの、国家行政組織法（昭和二十三年法一二〇号）、内閣府設置法（平成一一年法八九号）上のいわゆる八条機関である地方分権推進委員会、地方分権改革推進委員会等による勧告の方式と関係省庁間との合意とを前提にしたものであるために、徹底した改革を望む者からの批判がある。⁽¹⁰⁾ また、この種の疑念とは逆に、地方分権改革には負の側面があるとして批判する者もある。第一次地

方分権改革そのものではないが、同改革後に推進された市町村合併については地域住民の自主的な判断に委ねるべきであった、とする批判はその典型である⁽¹¹⁾。本稿においては、地方分権改革そのものへの疑問につき、私見を述べることにしたい。

(二) 「総合行政主体」論

まず、市町村を「総合行政主体」として位置付ける「総合行政主体」論についてである。第一次地方分権改革に伴う地方自治法の改正により、「市町村は・・・区域内の広範な事務処理に第一義的な責任を有する団体になった」とする議論⁽¹²⁾に象徴される「総合行政主体」論は、市町村合併の推進とともに、深刻な財政危機、行政改革の進行のなかにあっても、基礎的自治体に権限移譲を進める論理であるとして批判の対象となった。

しかしながら、「総合行政主体」論については、地方自治法（平成十一年法八七号による改正後のもの）の規定に根拠のあることに留意が必要である。すなわち、同法は、普通地方公共団体が地域における事務等を処理する、と規定した（二項）上で、市町村が、基礎的な地方公共団体として、一般的に地域における事務を処理すること（三項）、都道府県が処理するものとされる事務のうちで、規模又は性質において一般の市町村が処理することが適当でないと認められるものについては、市町村の規模及び能力に応じて、これを処理することができること、を規定する（四項）。さらに、同条は、都道府県の処理すべき事務として、広域にわたるもの、市町村に関する連絡調整に関するもの及びその規模又は性質において一般の市町村が処理することが適当でないと認められるもの、を挙げる（五項）。これらの条文からは、地方自治法が、(i)地域における事務について、都道府県が処理すべきものとされる事務を除き、基礎的な地方公共団体である市町村が処理すべきこと、(ii)都道府県が処理

すべき事務にあつても、その性格上、一定範囲の市町村が処理することのできるものについては、該当市町村が処理するものとすることはできること、を予定しているものと解されよう。よつて、「総合行政主体」論は地方自治法に根拠のないものではない。市町村合併との関連においては、「総合行政主体」論自体を問題とするのではなく、市町村合併の推進方策、及びこれと並ぶ地方公共団体間の連携方策について議論をすべきであらう。⁽¹³⁾

(三) 事務権限の移譲

次に、地方公共団体、特に基礎的自治体である市町村に対し、国・都道府県からの事務権限の移譲を進めることについては、国・地方を通じた恒常的な財政状況のひっ迫、事務事業の民営化や民間化、公務労働における非正規化の進行等のなかで、基礎的自治体に対する事務の押付けになっている、との批判がある。⁽¹⁴⁾もつとも、前記の諸事情は国においても同様であり、かつ、国の関与の廃止・縮減や義務付け・枠付けの廃止・縮減に比して事務権限の移譲の課題は進んでこなかったことは前記の通りである。事務権限の拡大には、行財政能力の乏しい地方公共団体ほど負担の生ずることを否めないことから、国・移譲元の十分な協力・支援と交付税等の十分な財政措置を確保し、かつ、事務権限の性格、移譲の意義等に照らし合わせて、移譲の必要性について慎重に検討すべきであらう。しかしながら、このような条件の整備を追求しつつ、事務権限の移譲を引き続き推進していく課題の意義は、現時点においても否定されるべきではない。⁽¹⁵⁾

(四) 国のナショナルミニマムとの関係

最後に、地方公共団体の行政機関による自主的な判断を可能とし、義務付け・枠付けを廃止・縮減するならば、当該分野を所管する国の行政機関の関与は同時に廃止・縮減され、ナショナルミニマムとして国が定めてきたレ

ベルを条例によって引き下げることにつながる、との批判が、特に環境、福祉等の分野において、その分野の専門家から寄せられることとなった。⁽¹⁶⁾⁽¹⁷⁾

もつとも、第一に、第一次地方分権改革とその後の三位一体の改革を契機として強まった環境保護行政の後退を懸念する批判⁽¹⁸⁾については、その時点において筆者が指摘したように、産業振興、国土・運輸、厚生労働、税財務等、既に確立された行政分野に比して「遅れて登場した環境行政」が、地方分権改革に際しての「各分野横並びの改革論」を克服できなかったことがその要因であった。⁽¹⁹⁾また、三位一体改革等の結果としての環境分野における補助金削減⁽²⁰⁾についても、当時の行財政緊縮論のなかで、補助金の削減に見合うだけの地方税財源の充実が達成されず、さらに、地方交付税総額の大幅な削減により代替財源を確保することは困難であったところが大きい。⁽²¹⁾

ただし、第二に、地方分権改革がこれらの分野における国の方針と異なる施策を実施できる余地を地方公共団体に与え、国が定めたものよりも緩和された基準を設定することを地方公共団体に認めることとなる点は否定できない。しかしながら、義務付け・枠付けの廃止・縮減に際し、「国民の生命、身体等への重大かつ明白な危険に対して国民を保護するための事務であって、全国的に統一して定めることが必要とされる場合」が「義務付け・枠付けの存置を許容する場合のメルクマール」の一つとされたように、国民やサービス利用者の安全、人の生命、健康に密接な関連を有する事項に対する配慮はされてきた。現に、環境行政分野における義務付け・枠付けの廃止・縮減については、他の分野に比して限定的なものになっている、との指摘もあるところである。⁽²³⁾

さらに、第三に、特に社会福祉分野等における議論をめぐっては、国の施策と異なる方針を採用し、国の行政機関が定めた標準、参酌すべき基準よりレベルを引き下げようとする場合には、地方公共団体は地域の住民、サー

ビス利用者等に対して、説明責任を十分に果たすことが求められることとなる点にも留意が必要である。加えて、住民の生命、健康等を守るための規制や行政サービスの確保を図る上で、指標とする特定項目についての基準を設定することは適切であるものの、そのみに依拠することは地域の実情にそぐわない画一的・硬直的な施策を押し付けることになるおそれがないとはいえない。例えば、保育所の施設・人員の配置基準についても、保育における安全と質の確保及び向上を図る上で、施設（収容人員に対する面積）・人員（保育士）のそれぞれを画一的・一律に縛る方式のみに依拠するのではなく、施設基準と人員基準との組合せに加え、その他の補助的な指標との組合せ（職員の研修、連携施設の確保、利用者との連携）のあり方を探究するほか、人員基準についても、保育士のみならず、補助人員との組合せ等、画一的・硬直的でない水準確保のあり方を補充しつつ追究することは可能であろう。現に、地方分権改革において大きな論点であった農地転用許可の都道府県・市町村への移譲については、国（都道府県）の定めた指針（基準）を踏まえて優良農地の総量確保の目標を定め、許可の運用に必要とされる体制を整備した都道府県・市町村に対し権限を移譲する措置がとられている²⁴。

このように、行政規制の重要なメルクマールとなる指標、行政サービスの安全・質を図る指標を基本的には維持しつつ、地方の実情を踏まえた柔軟な規制基準、行政サービス水準を工夫することを求めていく視点が、地方分権改革を評価する上では重要と思われる。

三 地方創生と地方分権改革

(一) 地域政策の重点としての地方創生

以上に述べてきたように、地方分権改革については、一部に消極的な見解はあるものの、わが国の統治システムの改革上、積極的な意義を認めるべきものであり、かつ、税財源の移譲や事務権限の移譲、義務付け・枠付けの廃止・縮減等、今後も推進されるべき課題は残されている。

もともと、今日、わが国の地域政策に係る重点は「地方創生」にあることを否定できない。人口減少と大都市部に人口が集中する傾向は依然として顕著であり、このまま推移すれば、多くの地方公共団体は維持できなくなるとする「増田レポート」⁽²⁵⁾が公表されたこと等を契機として、政府は、平成二六（二〇一四）年一月に、「まち・ひと・しごと創生法」⁽²⁶⁾（平成二六年法第一三六号）及び「地域再生法の一部を改正する法律」（平成二六年法一二八号）を制定した。これらの法律に基づき、（i）まち・ひと・しごと創生総合戦略が、国・都道府県・市町村の単位で制定され、（ii）地方交付税の算定を通じて配分される「まち・ひと・しごと創生事業費」（平成二七年度当初予算一兆円規模）等の財源措置がとられ、（iii）都市再生整備計画や地域公共交通整備計画等の地域創生に関連する各種政策を地域再生計画とワンパッケージで策定する仕組みが設けられる等の施策推進の体制が構築されている。

(二) 両課題の相互補完的な関係

このように、地域に係る政策として地方創生が前面に押し出されることによって、地方分権改革の課題は以前に比して目立たない取扱いとなっていることは否定できない（地方分権改革については地方創生担当の内閣府特命担当大臣が兼務する形が続いている）。

もっとも、地方創生が地域に係る政策の重点となった現時点においても、地方分権改革の政策課題としての意義は失われた訳ではない。以下に見るように、地方創生と地方分権改革との間には、より良い地域づくりとガバナンスのためのシステムを構築する面において課題の共通性がある。

① 地域の活性化、総合力の発揮、民の力の引出し

まち・ひと・しごと創生法に基づいて策定された「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」及びこれに基づく「まち・ひと・しごと創生総合戦略」等は、政策目標として、（i）地方における安定した雇用の創出、（ii）地方に向けた新しいひとの流れの創出、（iii）若い世代の結婚・出産・子育てに対する希望の実現、（iv）時代に合った地域の創造、安心できるくらしづくり、を掲げている。^{27）28）}これらの目標を実現するためには、地域を活性化させ、地域の総合力を発揮し、民間の力を引き出す等の政策的工夫が必要となる。よって、地方創生と地方分権改革とは課題を共有する側面がある。

② ネットワークの構築と拠点形成の重要性

まち・ひと・しごとの創生の事業を展開するためには、地域に立地する企業、地元の事業者、地域に根差した活動を行っているNPO、地域住民から構成される緊密なネットワークを形成する必要がある、地方公共団体に対しては、ネットワークの形成を担い、その拠点として機能することを期待されている。地方公共団体がこのよ

うな期待に応えるためには、自主性を發揮できる体制を地方公共団体に保障しなければならない。

③ ネットワーク形成、拠点の担い手の育成

さらに、ネットワークを形成し、その拠点を担う能力を地方公共団体の職員が修得することは重要であり、そのためには、自ら地域の課題を発見し、コミュニケーション能力を發揮して、自主的に事務処理を行う行政スタイルを地方公共団体が組織として確立しなければならない。

以上、述べてきたように、地方創生の目標を達成するためにも地方分権改革をさらに徹底していくことが必要である。

(三) 地方分権改革の今日的な意義

このように、地方分権改革の課題は地方創生と両立し得るものであるのみならず、相互補完的な関係にある。さらに、地方分権改革の作業には、以下の三つの意義がある。

まず、第一に、社会状況の変化に即して常に新たな立法や政策が打ち出されるものの、その際、必ずしも地方分権改革への十分な配慮がされない場合もある。地方分権改革推進委員会の第三次勧告以降に新たに創設された「従うべき基準」の例はその典型といえよう。⁽²⁹⁾

第二に、分権の成果が活用されないままに法令・制度の運用が行われ続けるならば、制度的な統一を図る等の効率性を重視する流れは強まり、これまで得られた成果すら空洞化するおそれもある。その象徴的な例は、規制改革会議及びその後継機関である規制改革推進会議が、地方における規制のバラツキを問題視し、規制改革の視点から法令による制度の統一を加えようとしたケースである。そして、このケースについては、地方団体や内閣

府の地方分権改革推進室等が強い疑念を示した結果、平成二九（二〇一七）年に、複数の地方公共団体に対して同一の事業者から許認可の申請等がされる場合であって、事業者の負担となつてゐるものについて、地方の理解と協力を得て書式の統一を図る、との方針の転換が行われる経緯を辿つた。⁽³⁰⁾ 継続的に地方分権改革を進める仕組みが重要であることを示す例といえよう。

第三に、これまでの地方分権改革の意義を新世代に伝え、活用を促す取組みも不可欠である。地方分権改革の取組みは開始から四半世紀近くを経過し、地方分権改革以前の地方自治の実情を知る職員の割合も低くなつてゐる。地方分権改革は地方公共団体の自主的な運営を保障することを目的としたものであることから、地方公共団体が成果を所与のものとして活用を図ることを怠るならば、地方分権改革の目的は達成されたことにはならない。この点から、第一、第二の課題を推進しつつ、地方分権改革の意義を国・地方公共団体及び関係者に徹底する作業を国・地方を通じて行うことが常に必要なである。

最後に、内閣府地方分権改革推進室は、近時、地方分権改革の新たな推進の方策である「提案募集方式」につき、地域住民が身近な地方行政に参画するなかで、地域住民自らが地方行政の問題点を発見し、解消する手段としての意義がある、との立場から、住民自治を強化する仕組みとしてこれを位置付ける広報・啓発活動を積極的に展開している。⁽³¹⁾ 地方公共団体が、地域住民、NPO、地域企業とともに、地方行政の問題点を議論し、改革するための住民参画の場を提供する仕組みとして、提案募集方式を捉え直そうとする試みとして興味深い。

四 おわりに

現在、地方分権改革推進委員会の後継組織として、地方分権改革有識者会議が設置されている⁽³²⁾。かつ、その活動においては、地方分権改革の新たな段階にふさわしい分権推進手法として、「提案募集方式」「手挙げ方式」が採用されて、平成二六（二〇一四）年度以降、作業が行われている。筆者も、地方分権改革有識者会議に設置された「提案募集検討専門部会」の部会長として、作業の一端を担う立場にあることから、地方分権改革有識者会議の議員の皆様、提案募集検討専門部会の構成員、内閣府地方分権改革推進室のメンバーとともに、課題の推進に向け、引き続き努力していきたい⁽³³⁾⁽³⁴⁾。

(1) 地方分権改革の意義、背景につき、筆者がまとめたものとして、高橋滋「地方分権改革の現状と課題」法政志林一一五巻四号（二〇一八年）掲載予定がある。本稿は、同論文の構成を組み換え、要約、加筆・修正したものである。

(2) 第一次地方分権改革に係る概説書の記述として、参照、塩野宏『行政法Ⅲ（第四版）』一三九頁注1（有斐閣、二〇一二年）、宇賀克也『地方自治法概説（第七版）』一四二頁以下（有斐閣、二〇一七年）。

(3) 第三次見直しの時点までの義務付け・枠付けの廃止・縮減の作業につき、参照、高橋滋「地方分権はどう進んだのか」自治体法務研究二四号（二〇一一年）六頁以下。さらに、斎藤誠『現代地方自治の法的基層』三〇九頁、三三八頁、三五一頁（有斐閣、二〇一二年。初出、二〇〇八年、二〇〇九年、二〇一〇年）も詳しく取り上げている。

(4) 参照、地方分権改革有識者会議「個性を活かし自立した地方をつくる―地方分権改革の総括と展望―」（平成二六年六月二四日）三二頁（参考1「これまでの地方分権改革の概要」1―(2)―イ・ウ）。

- (5) 「国と地方の協議の場に関する法律」(平成二十三年法三八号)の解説として、森川世紀「法令解説」時の法令一八九一号(二〇一二年)二〇頁、同「法令解説 法令解説資料総覧三六〇号(二〇一一年)三一頁を挙げておく。さらに、参照、小幡純子「国と地方の協議の場」の法制化」自治体法務研究二七号(二〇一一年)四七頁。
- (6) 開催状況につき、参照、<http://www.cas.go.jp/seisaku/kyouginoba/>(平成三〇年一月七日最終閲覧)。
- (7) 参照、新藤宗幸「解説」西尾勝「未完の分権改革」一三三頁以下、特に、二五三頁(岩波書店、一九九九年)。
- (8) 参照、鎌田素史「分権型社会への着実な移行」立法と調査二五二号(二〇〇六年)二〇頁以下。
- (9) 地方分権改革有識者会議・前掲注(4)においては、改革課題として、「地方に対する規制緩和の推進」(義務付け・枠付けの緩和・縮減等)と並び、「国と地方の役割分担の見直し(権限移譲等)」と「地方税財源の充実強化」が挙げられている(同一二頁及び一三頁(2-1ないし3))。
- (10) 参照、前掲注(7)及び本文該当箇所。また、北村喜宣「二つの一括法による作業の意義と今後の方向性」自治総研四一三号(二〇一三年)三九頁以下は、義務付け・枠付けの範囲は狭すぎるとして、消極的に評価している。
- (11) 市町村の合併の特例等に関する法律(平成一六年法五九号。題名を含め、平成二十二年法一〇号改正前のももの。以下、同じ)が、総務大臣による基本方針の策定(五八条)、都道府県による合併の推進に関する基本構想の策定(五九条)等を規定したことへの批判は強い。参照、人見剛「分権改革と自治体法理」八二頁以下、九五頁以下(敬文堂、二〇〇五年、初出二〇〇一年、二〇〇三年)。近時の論稿として、本多滝夫「第二次安倍政権と地方分権改革」本多滝夫・榊原秀訓編著『どこに向かう地方分権改革』一五頁以下(自治体研究社、二〇一四年)、榊原秀訓「自治体の規模権限の拡大と地方公務員による行政サービスの提供の縮小」三橋良士明・村上博・榊原秀訓秀編著『自治体行政システムの転換と法』二頁以下(日本評論社、二〇一四年)等がある。
- (12) 山崎重孝「地方分権一括法と基礎的自治体のあり方についての一考察」地方自治六六三号(二〇〇三年)一五頁。
- (13) 参照、高橋・前掲注(1)一三三(二)。
- (14) 参照、白藤博行「新しい時代の地方自治像の探究」一二四頁以下(自治体研究社、二〇一三年)、榊原・前掲注(11)四頁、同「自治体の規模権限の拡大と自治体間連携」同「地方自治の危機と法」一六九頁(自治体研究社、二〇一六年)。

- (15) 榊原訓秀「自治体の規模権限の拡大と自治体間連携」同『地方自治の危機と法』一七二頁（自治体研究社、二〇一六年）は、自治体が支障を感じる権限移譲は妥当でない、と指摘する。市町村の態勢が整わない状況下において権限移譲が進められたか否かについては精査を必要とする。ただし、研修が不十分であるとの指摘については実施体制上の問題であり、また、権限移譲が実施された場合には、相応する交付税措置のとられるのが原則である。
- (16) 保育所の基準につき、参照、本多滝夫「義務付け・枠付けの見直し」と法定自治事務条例論の展開」三橋〓村上〓榊原・前掲注（11）五五頁以下、榊原訓秀「保育所設備運営基準の条例化と保育所設置主体の多様化」三橋〓村上〓榊原・前掲注（11）九八頁以下、一〇三頁以下、同・前掲注（14）（『地方自治の危機と法』）一八二頁、一九一頁以下、一九五頁以下等。
- (17) 環境分野における地方分権改革に係る議論を取り上げたものとして、環境研究一四二号（二〇〇六年）の特集「ワークシヨップ」地方分権と環境行政」一四二頁以下の諸論稿がある。
- (18) 例えば、参照、大塚直「地方分権と環境行政」に関する問題提起」前掲注（17）一四二頁以下。
- (19) 高橋滋「総括的コメント」前掲注（17）一七五頁。
- (20) 参照、大塚・前掲注（17）一四二頁、高橋満彦「野生生物の保護・管理と地方分権」前掲注（17）一六一頁以下等。
- (21) 周知のように、三位一体の改革においては、国庫補助金改革が約五兆円、税源移譲が約三兆円の規模で実施されたものの、同時に、地方交付税等の改革が実施され、約五・一兆円が削減された。参照、鎌田・前掲注（8）二〇頁以下。
- (22) 地方分権改革推進委員会「第二次勧告」『地方政府』の確立に向けた地方の役割と自主性の拡大」（平成二〇年二月八日）第一章2-3。
- (23) 参照、山田健吾「環境行政領域法における主体と役割の変容」三橋〓村上〓榊原・前掲注（11）二二八頁以下。
- (24) 農地転用許可の権限移譲に対しては、農地の大量喪失、優良農地周辺の無秩序な開発を招くとする論者もあった。参照、村上博「農地行政における規制緩和と地方分権」三橋〓村上〓榊原・前掲注（11）二二二頁。今回の改正は、このような批判に對して、部分的にはあるものの、応えたものと評価できよう。
- (25) 日本創生会議・人口減少問題検討分科会（増田寛也座長）「ストップ少子化・地方元気戦略」（二〇一四年五月）。参照、増田寛也『地方消滅―東京一極集中が招く人口急減』（中央公論社、二〇一四年）。

- (26) まち・ひと・しごと創生法の解説として、長谷川智「法令解説」時の法令一九七八号（二〇一五年）四頁、同「法令解説」法令解説資料総覧四〇〇号（二〇一五年）一六頁、其田茂樹「法令解説」自治総研四三九号（二〇一五年）四七頁を挙げておく。
- (27) 参照、「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン・国民の『認識の共有』と『未来への選択』を目指して」（平成二六年二月二七日閣議決定）。
- (28) 参照、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（平成二六年二月二七日閣議決定）。同戦略は、平成二七（二〇一五）年と平成二八（二〇一六）年に改訂された。さらに、参照、「まち・ひと・しごと創生基本方針2015」（平成二七年六月三〇日）、「まち・ひと・しごと創生基本方針2016」（平成二六年二月二七日閣議決定）、「まち・ひと・しごと創生基本方針2017」（平成二九年六月九日閣議決定）。
- (29) 第三〇回地方分権改革有識者会議・第六一回提案募集検討専門部会合同会議（平成二九年九月八日）の地方団体ヒアリングにおいて、全国知事会は、地方分権改革推進委員会第三次勧告以降において、「従うべき基準」が多く定められたことは問題であるとの指摘を行っている。参照、同会議・資料4-1-1頁。<http://www.cao.go.jp/bunken-sushin/kaigi/doc/kaigi30shiryoud1.pdf>（平成三〇年一月七日最終閲覧）。
- (30) 規制改革推進会議「規制改革推進に関する第一次答申」（平成二九年五月二三日）Ⅲ-5-(2)-⑤、Ⅲ-②。参照、高橋滋「地方における規制改革と地方分権」自治日報三九二三号（二〇一七年）一面。
- (31) 内閣府地方分権改革推進室「地方分権の提案募集について」一〇頁（提案募集を行っていただくために③）。<http://www.cao.go.jp/bunken-sushin/doc/28teianbosyu1-3.pdf>（平成三〇年一月七日最終閲覧）。
- (32) 本稿においては、紙数の都合上、地方分権改革有識者会議の活動の包括的な紹介は割愛する。詳細につき、参照、高橋・前掲注（1）Ⅱ。
- (33) 平成二六（二〇一四）年度以降に実施されている提案募集方式に基づく地方分権改革作業のうち、法律改正事項については、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の名称を付されている第五次から第七次の一括法により措置されている。参照、大田圭「田林信哉「法令解説」地方自治八一三号（二〇一五年）一七頁、

上林陽治・自治総研四四四号（二〇一五年）四五頁（以上、第五次一括法）、関口龍海「法令解説」時の法令二〇一一号（二〇一六年）四頁、同「法令解説」地方自治八二五号（二〇一六年）三三頁、上林陽治「法令解説」自治総研四五七号（二〇一六年）六五頁（以上、第六次一括法）、関口龍海「法令解説」地方自治八三七号（二〇一七年）五二頁、特に五八頁、上林陽治「法令解説」自治総研四七〇号（二〇一七年）二三頁（以上、第七次一括法）等。

（34）提案募集検討専門部会の活動につき、参照、高橋滋「提案募集方式の定着に向けて」自治日報三七九六号（二〇一五年）一面、同「平成二七年度の作業を終えて―分権改革提案のポイント」自治日報三八三二号（二〇一六年）一面、同「平成二八年の分権改革作業―提案募集検討専門部会の活動の現況」自治日報三八五六号（二〇一六年）一面。

（法政大学法学部教授）